

議 長 日程第9「議案第14号松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第14号松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。高齢者の平均寿命の伸びや、社会情勢等を勘案し、時勢に即した祝金とするため所要の改正をしたいので、御提案をするものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは説明させていただきます。敬老祝金については、長寿の祝福を目的として条例が制定され、平成13年度からは70歳で5,000円、77歳で1万円、88歳で2万円、99歳で3万円、100歳で10万円を給付しておりますが、厚生労働省の平成28年簡易生命表の概況によりますと、男性の平均寿命は80.98歳、女性の平均寿命は87.14歳となっております。松田町においても、最新の市町村別平均寿命である平成22年公表で、男性の平均寿命は80.3歳、女性の平均寿命は85.6歳となっております。これら平均寿命の伸びはまことに喜ばしいことではございますが、条例の目的と照らし合わせ、また、近隣市町の状況等社会情勢を踏まえて提案するものでございます。

1枚おめくりください。松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例。松田町敬老祝金給付条例の一部を、次のように改正する。参考資料の新旧対照表をお願いいたします。現行の第2条第1号を削り、第2号を77歳から80歳とします。第3号の金額を2万円から1万円に、第4号の金額を3万円から5万円に、第5号の金額を10万円から5万円として、それぞれ号を繰り上げます。第3条本文は、表現を変えただけで中身は同じでございます。第1号、第2号は、2条の改正で号がずれたための改正となっております。

条例案にお戻りください。附則、施行期日。第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。（平成30年度に支給する敬老祝金に関する経過措置）2、平成30年度に支給する敬老祝金に限り、改正後の松田町敬老祝金給付条例の規定にかかわらず、改正前の松田町敬老祝金給付条例の規定により支給するものとする。これは、周知期間を1年ほど設けさせていただきたいということで

ございます。

適用除外。第3項、改正後の松田町敬老祝金給付条例第2条第1号に規定する祝い金については、昭和13年9月16日から、昭和16年9月15日までの間に生まれた者には支給しない。これは、77歳から80歳に支給年齢を繰り上げた、あ、繰り下げた場合に、77歳でもらうことになる人たちを除外したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております本案につきましては、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって議案第14号松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例は、産業厚生常任委員会に付託の上審査することに決定しました。